

〔三田市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用 途	特定建築物	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 、主階が1階以外にあるもの又は A _s （注3） \geq 200m ²	3年ごと
2 観覧場（注6）、公会堂 又は集会場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>500m ² 又は A _s （注3） \geq 200m ²	平成32年 7月～10月
3 病院、診療所（注7）、児童 福祉施設等、共同住宅（注8） 又は寄宿舎（注8）	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>300m ² 又は A ₀ （注5） \geq 300m ²	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>300m ² 又は A ₂ （注4） \geq 300m ²	
5 下宿、共同住宅（注9）又は 寄宿舎（注9）	F \geq 6かつ A（注2）>100m ² （Aは6F以上）	平成30年 7月～10月
6 学校	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	3年ごと
7 体育館、博物館、美術館、図 書館、ホール、スキー場、ス ケート場、水泳場又はスポーツ練習 場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ² （学校に付属しないものA（注2） \geq 2,000m ² （避 難階除く））	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャ バレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物 品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>500m ² 又は A ₂ （注4） \geq 500m ²	
9 事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000m ² を超える 建築物に限る】	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) A_s : 客席（避難階を除く）の床面積を示す。

(注4) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階を除く）の床面積を示す。

(注5) A₀ : 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎については（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注10）に限る。）の用に供するものに限る。

(注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

- (注8) 共同住宅又は寄宿舍 : サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。
- (注9) 共同住宅又は寄宿舍 : (注8)を除く。
- (注10) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途
- 一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
 - 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 - 三 助産所
 - 四 盲導犬訓練施設
 - 五 救護施設、更正施設
 - 六 老人短期入所施設等
 - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - 八 母子保健施設
 - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、公会堂 又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
3	病院、診療所（注5）、児童 福祉施設等、共同住宅（注6） 又は寄宿舎（注6）	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ホ ーリング場、スキー場、スケート場、水 泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャ バレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物 品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000m ² を超える 建築物に限る】	

（注1）地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。
政令第112条第16項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

（注6） 共同住宅又は寄宿舎 : サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備（注10）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、主階が1階以外にあるもの又はA _s （注4） \geq 200m ²	毎年 7月～10月
2	観覧場（注8）、公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又はA _s （注4） \geq 200m ²	
3	病院、診療所（注9）、児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎（注11）	地階・F \geq 3（注1）、A ₀ （注6） \geq 300m ² 又はA（注3） \geq 200m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又はA ₂ （注5） \geq 300m ²	
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	F \geq 3（注2）又はA ₁ （注7） \geq 2,000m ² （学校に付属するものを除く）	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又はA ₁ （注7） \geq 3,000m ² 又はA ₂ （注5） \geq 500m ²	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

(注2) F \geq 3 : 3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

(注3) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注4) A_s : 客席（避難階を除く）の床面積を示す。

(注5) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階を除く）の床面積を示す。

(注6) A₀ : 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計で病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎（注11）の用に供するものに限る。

(注7) A₁ : その用途に供する部分（避難階を除く）の床面積の合計を示す。

(注8) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注9) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注10) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）

(注11) 児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎 : 下記の高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。

- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
- 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 三 助産所
- 四 盲導犬訓練施設
- 五 救護施設、更正施設
- 六 老人短期入所施設等
- 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 八 母子保健施設
- 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。